

司研企第002695号

(組ろ-04)

平成19年12月6日

地方裁判所事務局長 殿

地方検察庁事務局長 殿

弁護士会事務局長 殿

司法研修所事務局長 林 道 晴

司法修習生の兼業届出の取扱いについて（事務連絡）

司法修習生が出身大学又は法科大学院からの依頼により原稿作成等を行う場合の兼業届出の取扱いについて、平成20年1月1日から下記のとおりとしますので、よろしくお取り計らいください。

なお、兼業届出書については、司法修習生に対して別紙第1を参考として作成するよう御指導ください。

おって、下記を除く兼業届出の取扱いについては、従前と同様、「司法修習生の規律等について」第7の3に基づき、司法修習生から提出された兼業届出書を当研修所長あてに送付してください。

記

1 対象とする兼業届出

出身大学又は法科大学院からの依頼による次の行為を対象とする兼業届出

- (1) 出身大学若しくは法科大学院のパンフレット若しくはホームページ作成を目的とする取材を受けること、座談会への参加、又は原稿作成
- (2) (1)を目的とする以外の原稿作成
- (3) 出身大学又は法科大学院の在学生若しくは入学希望者を対象とする経験談等の講演

2 事務の取扱い

(1) 配属する司法修習生から、1に該当する兼業届出書が提出された場合は、司法研修所事務局企画課調査係（ファクシミリ番号 [REDACTED]

[REDACTED]）あてに送信書及び兼業届出書をファクシミリで送信する。送信書には、配属庁会名、担当部署、担当部署のファクシミリ番号を表示する。

なお、送信された兼業届出書の内容によっては、従前同様、配属庁会の長から司法研修所長あてに送付するよう依頼する場合がある。

(2) 当研修所からの回答は、別紙第2「兼業届出書に対する回答」を配属庁会の担当部署あてにファクシミリで送信する。

(3) 配属庁会の担当部署は、届出をした司法修習生に対し、「兼業届出書に対する回答」の趣旨を適宜の方法で告知する。

なお、司法修習生から提出された兼業届出書の原本については、配属庁会において適宜の時期に廃棄することとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

新第〇〇期司法修習生(〇組〇番 修習地〇〇)

氏名 ○ ○ ○ ○ ㊞

兼業届出書

この度、母校〇〇法科大学院から下記のとおり「〇〇」を依頼されましたので、届け出ます。

なお、兼業に従事するに当たり、司法修習生であることを自覚し、修習を第一に考え、修習に支障を来さないことを誓約します。

記

1 依頼団体

例: 東京都〇〇区〇〇 …

〇〇法科大学院

2 内容

→ 「講演」、「学校案内パンフレットの原稿作成」など、その具体的中身を記載する。

3 期間

→ 原則1人1回のみ。具体的な日時を記載する。

4 報酬の有無

→ 報酬なしの場合又は交通費昼食代等の実費のみ受け取る場合のみ可
(添付書類)

依頼書写し 1通 (電子メールをプリントアウトしたものでも可)

→ ①依頼者、②依頼対象者、③兼業日時、④兼業内容、⑤報酬の有無を記載したものを添付

平成 年 月 日

御中

司法研修所事務局企画課調査係

兼業届出書に対する回答

【兼業申請者】

新 現行第 期 組 番 修習 修習生

【届出事案】

座談会 原稿作成 講演 取材 インタビュー

上記の修習生の届出事案は「司法修習生に関する規則」第2条及び「司法修習生の規律等について」第7の2項に規定する場合に該当せず、同修習生に対し「問題ない。」旨回答して差し支えない。

ただし、下記の注意事項を遵守させること。

記

- 1 修習専念義務があることから、修習時間外に行うこと。
- 2 守秘義務があることから、司法修習を通じて知った秘密を漏らさないこと。
- 3 司法修習生の品位を落とすことのないよう注意すること。
- 4 その他

